

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ
(第6回)

日時 令和5年12月11日(月) 17:05~18:10

場所 オンライン会議

1. 開会

○小川課長

それでは、定刻より5分ほど遅くなりましたけれども、ただいまから総合資源エネルギー調査会、電力・ガス基本政策小委員会の下の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ第6回を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日のワーキンググループは、オンラインでの開催となります。また、堤委員からはご欠席とのご連絡をいただいております。委員の先生方におかれましては、可能であれば、本ワーキング中は、ビデオオンの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。ご発言をご希望の際には、挙手ボタンを押していただき、必要な場合には、メッセージ、チャットボックスを活用いただき、山内座長からのご指名をお待ちいただきますようお願いいたします。

2. 説明・自由討議

○小川課長

それでは、以降の議事進行は、山内座長をお願いいたします。

○山内座長

承知いたしました。これから議事を進めさせていただきますが、大変申し訳ありません。私どものPCの関係で少しビデオがあんまり調子よくなくて、ビデオなしでしばらくお願いしたいというふうに思います。

それで、本日ですけれども、議題の3つですね。電力広域機関の主な取組状況と役割の拡大、それから組織体制のアクションプランの進捗、それから広域機関の組織運営についてと、この3つでありまして、それぞれ資料の3、資料の4、資料の5ということになりますが、まず前半で、資料の3と4をまとめて、後半は資料5のテーマごとで、委員の皆さんでご議

論いただきたいというふうに思います。

それでは、審議に入りたいと思います。

資料3について、事務局からご説明いただきます。そして資料4については、電力広域機関より説明をいただくということでもあります。よろしくお願いたします。

○小川課長

それでは、まず資料3をご覧ください。最近の広域機関の主な取組状況と役割の拡大についてであります。

まず、2ページ目をご覧ください。具体的な個別の中身については、後ほど広域機関からも詳しくお話があるかと思しますので、まず、私のほうからは、この背景と政策的な位置づけのところを中心にご説明できればと思います。

2ページ目、ご覧いただきますと、幅広くカバーしているマスタープラン、まさに系統送電線のところから、3ポツにありますような需給の話、そして4ポツ、5ポツになりますと、具体的な供給量、あるいはそれに準ずるものの確保ということで、ある意味、企画・プランニングから実施のところまで幅広く、これが前回からの1年余りということで、これだけのまた変化があったというところでもあります。

1ページおめくりいただきまして、3ページ目になります。こちらはマスタープランの策定になります。

全国的な将来の送電線の絵姿を示すマスタープランというものでありまして、これ自体は今年の3月にまとめたものでありますけれども、その策定に当たっては、関係者は相当長いこと議論をしてきております。

これ自体は、2020年の法改正を受けて、広域機関で策定することになったものでありますけれども、さらに振り返ればシステム改革前、システム改革後で、ある意味、震災の反省の中で、この地域間、エリアとエリアを結ぶ連系線というのをいかに強化していくかということで、1つは費用負担の見直しというのを、ここにはありませんが行っております。

また、一方で、この全体の絵姿というのを新しいこの広域機関がお示ししていくというのが、システム改革での1つの柱でもありまして、そういった意味でも、これをベースに、今後、具体のところの検討ということで、実際この3ページに挙がっているプランそのものは、今年の3月にまとまっておりますけれども、太囲い、太枠で囲われているところ、北海道、東北、東京、東、それから中地域、さらには九州、中国の関門というところにつきましては、このマスタープランの策定を待たずに、昨年7月から広域機関において検討を進めてきているという状況であります。

次の4ページ目が、その検討状況ということで、3つお示ししてあります。スケジュール的に言いますと、東というのと西、関門が、いずれも来年3月を目途にこの基本要件というのを決めていくというスケジュールで動いてきております。

一方で、この中地域というところが、それよりも一足早く、今、年内というところを目指して動いているというところでもあります。

以上が1つ目になります。

続きまして、9ページ目に飛びますけれども、GX脱炭素電源法になります。

こちらは本年5月に成立した幾つかの法案を束ねたものになります。このうち、広域機関に関係するものとしましては、1つが、系統増強の環境整備というものでありまして、具体的には、次の10ページになっております。

ここで言いますと、緑の部分と赤い部分2つあります。まず、緑のほうは、こちら広域機関が現在、賦課金の交付というのを2022年度から行っておりますけれども、このタイミングをこれまでの送電線運用開始、運転開始よりも矢印が出ているように、前倒しということで、建設段階からこの交付金を出せるようにしたというのが、法改正のまず1つであります。

また②の赤い部分、広域機関による貸付けというものにつきましては、これまでなかったところ、こちら新たに広域機関から貸付けを行えるようにする。その原資というのは、広域機関に毎年取引所から納付される値差収益というものになりますけれども、それを原資にここで貸付けというのを行えるような法改正を行っております。

また、同じGX脱炭素電源法では、FITの関係でも1つ見直しを行っております、12ページになりますけれども、交付金留保のための積立命令というものになります。

法令違反でありますとか、しっかり是正がなされない場合に、こういった形でのサンクションというのを講じることができるかといった中で、こちらは交付金を渡す、毎回広域機関において交付しているものを一定期間留保するということが可能になる仕組みであります。具体的な運用に当たって、どういう形で進めていくのかといったところで、こちらに概要を記したのになっております。

13ページに詳細がありますけれども、詳細については割愛いたします。

続きまして、将来の需給シナリオの検討ということで、15ページにもととの趣旨というところを記しております。

今、広域機関では、供給計画の取りまとめということで、毎年10年先を見据えた取りまとめを行っておりますけれども、電源投資に当たっては、その先の需給の見通しというものがあるとよいということ、それから、需給、事業者が自らの判断で出してきたものを取りまとめるだけでなく、ほかにどういう要素を考慮したらどんなシナリオが描けるかといったところで、16ページにありますような考え方、また具体的なところは今検討が始まったばかりではありますけれども、幾つかの全国でのシナリオを検討していくという形にしておりまして、これも今後の電源投資、あるいは日本の将来の電力需給を考える上で、極めて重要な取組となっております。

続きまして、予備電源というものの検討も進めているところであります。

19ページに記しておりますけれども、既に容量市場の運用、実際のオークションなどを広域機関で行っております。

そうした中で、20ページに記しておりますけれども、容量市場で確保する必要な供給力

というのと、別途、図がちょっとイメージ図で見にくいところはありますけれども、下のイメージ図で言うと、緑色のAあるいはBと書いてあるようなところで、容量市場と別途、この予備電源というのを確保してはどうかということで、その具体の制度設計については、今、検討が進められているところであります。

最後、22 ページから 23 ページ、具体のご説明は割愛しますが、容量市場の1つのオークションの形としまして、脱炭素電源への投資を促進する脱炭素電源オークションというものを来年1月に初回のオークションを開催することとなっております、今まさにその準備が進められております。

こちら特に新規投資を促進するということでありまして、容量市場のみでは、必ずしも進まなかったといいたいまいしょうか、新規投資という点では、十分でなかったところ、今回の脱炭素電源オークションに対する期待と言いましょうか、実際のリクエスト、あるいは検討状況を聞くに、相当様々な検討がなされているということでありまして、こちらオークションが来年1月ということでもありますので、結果はまだ先になりますけれども、今後の日本の電源の在り方、あるいは脱炭素化を進める上でも非常に重要なものだというふうに考えております。

資料3につきましては、以上になります。

○山内座長

じゃ、広域機関からお願いいたします。

○大山理事長

広域機関の大山でございます。

本日は、当機関の検証ワーキンググループにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、状況をご説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料4に基づいてご説明していきたいと思っております。

1枚めくっていただけますでしょうか。

目次がありますけれども、3点についてご説明していきます。よろしく申し上げます。

詳細につきましては、事務局長の岩男よりご説明いたします。

○岩男事務局長

岩男でございます。私から資料4についてご説明させていただきます。

今、3点ご報告をさせていただきますと申し上げましたが、1つ目に、このワーキンググループでのご議論を踏まえまして、3年前に策定いたしましたアクションプランの進捗について、2つ目に、FIT・FIP制度をはじめ、取り扱う資金が大きくなっていることを踏まえまして、必要性が高まっております会計ガバナンスの強化について、3つ目に、FIT・FIP制度関連業務の収支状況について、それぞれご報告をさせていただきます。

それでは、はじめに、①のアクションプランの進捗について、スライド4をご覧ください。

アクションプランの項目に沿って、まず1ポツとして、組織運営ガバナンスの在り方。2ポツとして人材確保・人材育成。3ポツとして、情報収集・情報発信の強化、この順番でござ

報告をさせていただきます。

スライド5をご覧ください。

組織運営・ガバナンスの在り方について、足元では昨年度から業務追加となりましたF I T・F I P制度に関する賦課金の徴収・交付金の交付、太陽光パネルの廃棄費用の通達などに加えまして、2つ目の四角にございますとおり、先ほどもご紹介がありましたけれども、政府による法律改正に基づきまして、重要送電線整備に対する貸付け業務であったりとか、法令違反をしました事業者に対するF I T・F I Pの交付金の留保措置であったりとか、将来の電力需給シナリオの策定といったものや、安定供給確保のための予備電源制度の検討といった多様な業務が追加になってございます。

加えまして、3つ目の四角にございますとおり、マスタープラン実現に向けた具体化であったりですとか、供給計画による需給管理の高度化、容量市場における小売事業者に対する容量抛出金の請求といったものや、需給調整市場の全商品の運用開始など、脱炭素化や安定供給確保のための仕組み強化に伴いまして、広域機関の業務が拡大、また複雑化・多様化というものが進んでおりまして、計画的な体制整備や組織運営、ガバナンス強化といったところがますます求められているところと認識をしてございます。

続いて、スライド8をご覧ください。

会員の構造変化についてということで、会員数は2015年の広域機関設立当時から2倍以上に増えまして、送配電・小売・発電の複数グループにまたがる会員は100を超えておりますところ、足元では、再エネとか、蓄電池といった新たなビジネスが増加していることに伴いまして、その数は増加傾向にございます。

次に、スライド9をご覧ください。

組織体制の整備についてということでございまして、本年4月に改正電気事業法が施行されたことに伴いまして、広域機関の目的に、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進が追加をされたところです。

そのため、今年の7月でございすけれども、供給計画の取りまとめといったこと、容量市場の実運用などを担う需給計画部を新たに設置をしますとともに、まさに容量市場の実運用を担う部隊として容量市場センターというものを設けるなど、必要な体制整備を行ったところでございます。

次に、スライド10をご覧ください。

こういった広域機関の業務や機能が拡大している中で、それを適切にガバナンスする仕組みについて整理をしたものでございます。

機関運営に係る重要事項は、理事長、理事、監事が参加する理事会で決定をいたしますが、理事会の審議に先立ちましては、幹部会などの場で、各理事が所掌にとられることなく、他の部分の業務や制度設計に関する説明を受けて、積極的に意見交換を実施しているところでございます。

私も現職に就きまして2年が過ぎましたが、理事含め、幹部職員が人事異動等でメンバー

が入れ替わる中におきましても、組織全体のパフォーマンス向上のため、幹部会などでそれぞれの知識・経験などを踏まえて、よい意味で意見や考えをぶつけ合うという風土が出来上がってきていると実感をしているところでございます。

そのほか、予算や事業計画、役員人事等につきましては、総会による議決や、国による認可が必要で、その他の運営委員会、評議員会、さらには、まさにこのワーキンググループによるチェックなど、多層的なガバナンス体制を構築してございます。

こうした中で、3つ目の四角になりますけれども、広域機関の業務が拡大し、複雑化・多様化している中で、各種業務を責任持って実行する各理事につきまして、専門性とまた指導力がある人材を中長期的に確保していくことというのは、ますます重要になっているところでございます。

スライド12をご覧ください。

詳細は、後ほどこの資料の後ろのほうでご紹介をさせていただきますけれども、業務拡大に伴う取り扱う資金の増大といったものに対応するため、監査法人による外部会計監査を来年度決算より実施することとしております。

続きまして、2ポツの人材確保・人材育成の強化につきまして、スライド13をご覧ください。

新たな業務に対応するために、新たな対応であったりですとか、出向の受入れによりまして、今年度は11月の時点で21名増員をいたしまして、職員数は200名を超えて208名となりました。また、来年春の新卒者につきましては、2名の学生の入関が内定するなど、人材確保の強化に引き続き努めているところでございます。

スライド16をご覧ください。

こうした採用した人材のスキル向上などのために、研修の充実であったりですとか、資格取得支援などの制度の新設に取り組んでいるということのご紹介になります。

次に、3ポツの情報収集・発信機能の強化につきまして、次のスライド17をご覧ください。

昨今の新型コロナウイルスの影響も緩和されていく中で、従来のホームページであったりとか、X、ツイッターなどでの情報発信に加えまして、マスコミ各社の論説委員との懇談会を4年ぶりに実施するなど、国内向けの情報発信の強化に取り組んでいるところでございます。

次に、スライド18をご覧ください。

この夏にオーストラリアで開催されましたシンポジウムに、初めての試みになりますけれども、若手のプロパー職員を派遣しまして、この春に策定いたしましたマスタープランに基づく日本の電力システムの将来展望をご紹介させていただきました。

また、このほかにも海外機関の視察の受入れであったりですとか、技術懇談など、国外への情報発信であったりですとか、国外関係機関との交流の強化というものにも併せて努めているところでございます。

スライド 19 をご覧ください。

今後の課題といたしまして、ご紹介してまいりましたとおり、日々の機関運営におきまして、専門性を高める努力といったものを継続していくとともに、公共性や中立・公正性、効率性、透明性に十分留意をいたしました上で、外部会計監査の導入など、組織運営ガバナンスの強化、プロパー職員の採用や育成強化など人材確保・人材育成の強化、国内外を問わず、情報収集・発信機能の強化といった3つの強化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、②の会計ガバナンスの強化につきまして、スライド 22 をご覧ください。

財務会計機能の強化や資金管理の透明性確保のため、来年度決算より実施する外部会計監査の準備状況等についてご紹介をさせていただきます。

次のスライド 23 をご覧ください。

この準備段階といたしまして、外部専門家にコンサルティング業務の委託を行いまして、意見聴取を行ってまいりました。その中で、会計基準の策定の必要性などについてご指摘をいただきまして、それらの検討は、広域機関の内部での検討では限界があるということも併せてご指摘をいただきましたので、昨年度、会計監査法人による業務支援を受けて、それらの検討を進めてまいりました。

それらの具体的な検討について簡単にご紹介をさせていただければと思います。

スライド 26 をご覧ください。

会計基準の選定につきましては、公益性との両立も可能で、作成する書類が現行体系にも合致し、事業会計基準に準拠することといたしました。

また、次のスライド 27 をご覧ください。

今年度は監査法人による業務支援を受けまして、外部会計監査導入に向けたトライアル監査の実施をしておりますほか、新規業務に係る税務課題の検討であったりですとか、必要な規程類の整備などを進めてございます。

2つ飛んで、スライド 30 をご覧ください。

そうした準備も踏まえまして、こちら2月頃を見込んでおりますが、監査を実施する監査法人を選定いたしまして、契約締結を行った上で、先ほどから申し上げておりますとおり、2024年度決算から監査法人による会計監査を実施してまいります予定でございます。

最後に、③の再エネ勘定に関する収支の状況についてご報告をさせていただきます。

スライド 34 をご覧ください。

再エネ勘定につきましては、FIT・FIP制度に係る交付金の交付であったりですとか、納付金徴収に関する業務、主な系統設置交付金に関する業務に係る勘定になります。

次に、スライド 36 をご覧ください。

FIT・FIP制度の納付金、交付金の状況について報告をさせていただきます。

長期的には収支が相償する仕組みとなっておりますが、交付金、広域機関に入っております納付金と逆に出ていく交付金について、グラフのとおりでございますけれども、これま

でも短期的にはどちらか一方が上回るという事態も生じてまいりましたが、足元ではご覧のとおり、青い線の交付金が、赤い線の納付金を上回っている状況でございます。

その要因といたしましては、スライド 38 をご覧ください。

ご参考のところには計算式がございますけれども、交付金の増減に効いてくるのが回避可能費用になりまして、この回避可能費用につきましては、昨年度は市場価格高騰の影響を受けまして、回避可能費用が増加したことで交付金額が減少いたしました。今年度は逆にその市場が落ち着いてきたことで、回避可能費用が減少し、交付金が増加したことによるところが1つあります。

また、スライド 39 をご覧ください。

回避可能費用の減少に加えまして、足元では、下の表もございますけれども、再エネ賦課金の単価が減少したことが、納付金の減少につながっていて、今のような状況になっているということもございます。

これを踏まえまして、スライドが 40 をご覧ください。

今後の対応といたしまして、今後の収支動向につきましては、ご紹介いたしましたとおり、市場動向などによるところが大きいことから、正確に見込んでいくということが困難ではございますが、制度としては、先ほども申し上げましたとおり、長期的に収支が相償するものということになってございますので、一時的な資金不足も想定した資金の借入れの法的に措置をさせていただいておりますところ、今後の市場の状況なども踏まえまして、国と密に連携をして必要な対応を取るということを考えてございます。

私からのご説明は以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、今資料 3 と 4 についてご説明いただきましたけれども、これについて質疑応答、それから自由討論の時間とさせていただきます。

どなたかご発言があれば、手挙げ機能でお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。どなたかいらっしゃいますか。

まずは、安藤委員ですかね。どうぞ、ご発言ください。

○安藤委員

安藤です。ご説明ありがとうございました。

資料 3 について、最も気になったところとしては、広域の仕事内容が非常に多岐にわたっているということで、これまでよりもより多くの人材も必要だということでしょうし、また、場合によっては、オフィスのスペースなどもたくさんいるんじゃないかといった点で、組織が大きくなってくると、それはそれで管理が大変だということについて適切に対応いただいているようにお見受けしました。

とても余計なお世話かもしれないですが、気になっているポイントとして、仕事の増え方というものが、自分たちで希望して、例えば民間企業が営業活動を行って取ってきた仕事の

場合、自分たちで勝ち取ってきた仕事なので、非常にやる気にあふれているだろうと。しかし、どちらかというと、上から降ってきたかのような仕事が増えていくといったときに、職員の皆様のモチベーションや学習意欲などがきちっと維持できるようにといったことを考えると、既に様々な取組をやっていただいているわけですが、職員の方々の支援策であったり、また報酬も含めた全体的な処遇として納得感のあるものをつくっていくことが今後も重要なことだと思っております。

資料4についても、職員数の推移であったり、新卒採用を行っているといったほう、例えば13ページでご説明いただいておりますが、この辺りの取組を今後も継続していただきたいと感じました。

私からは、取りあえず以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。

事務局からのご回答は、後ほどまとめて言っていただきます。

次は、後藤委員、どうぞ、ご発言ください。

○後藤委員

ご説明、どうもありがとうございました

主に資料4についてなんですけれども、アクションプランに基づいていろいろと体制整備など進めていただいているようで、大変結構なことかと存じます。どうもありがとうございます。

1点だけ伺いをしたいのですけれども、一番最後にお話のありました、再エネ勘定の支出が入ってくる、収入を上回る可能性がある程度持続するようであると。足りなくなったら資金の借入れをしていくということなのですけれども、複数年で収支が相償するので、それはもともと予定されていた話で問題ないというご説明かと伺いましたけど、やはり一国民としては、若干気になるころではありまして、この複数年で相償するというのが、それが二、三年という話なのか、もう少し長期の話なのか、借入れ、政府保証も活用する可能性もあるということなのですけれども、それがどれぐらいの規模のものを、どれぐらいの期間でやるということなのか、もう少し詳しくお話になっていただけることがありましたら伺えればというふうに思いました。よろしく願いいたします。

○山内座長

ありがとうございます。それでは、後ほどお願いいたします。

高村委員、どうぞ、ご発言ください。

○高村委員

ありがとうございます。すみません。入室が遅れまして申し訳ありませんでした。

2点、ご質問したいと思っております。今1点目は、実は後藤先生のご質問とかぶっております。再エネの賦課金について複数年で相償といいたいまいしょうか、つじつまを合わせていくということであるわけなのですけれども、もちろん今の段階で確定的な見通しということでは

きないにしても、中期的に例えばどういうふうな見通しをお持ちなのかという点について、お尋ねをしたいと思います。

FIT・FIPの下での再生可能エネルギーの導入状況は、導入のトレンドは分かると思っ
ていまして、今の段階でどういうふうなアセスメント見通しを持っていらっしゃるか
ということについてお尋ねしたかった点です。

2つ目の点というのが、今回組織体制のアクションプランについてもしっかり進めてい
ただいており、人材の育成、あるいは情報発信についても様々なお取組を進めていただい
てと思います。

その上で、会計ガバナンスの強化ということで、今回監査法人による外部監査の導入に向
けて様々な取組をなさったというふうに思っております。ご説明はいただいておりますけ
れども、オクトとして今後といたしまししょうか、対応に難しいところがないのか、課題はど
ういうところにあるのかという点についてお尋ねできればと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、それから、広域機関のほうからご回答いただければと思
います。どうぞよろしく願いいたします。

○生稲新エネルギー課課長補佐

ありがとうございます。事務局でございます。

まず、再エネ賦課金の関係のご質問でございますけれども、相償する期間につきましてご
質問があったかと存じます。

こちら基本的に2年間ということをご想定しておりまして、再エネ特措法上、前々年度にお
きまして広域機関に余っておりますお金も勘案して、再エネ賦課金の単価を決めることと
なっております。

なので、この規定に基づいて、前々年度の借入額というものを勘案して、その2年後、賦
課金単価を決めることになってございますので、2年間ということが相償する期間の基本
というふうになってございます。

また、ほかにも借入れの関係でご質問があったかというふうに存じますが、まず、借入れ
の規模につきましては、実態を踏まえて判断というところではあるんですけども、賦課金
の総額につきましては、毎年度の再エネの導入量が、FIT導入初期と比べて減っているこ
とに加え、単価については、例えば太陽光につきましては、当初40円という高い買取り単価
を設定していたのが今10円程度に下がってきておりまして、こういったことを踏まえると、
今後も再エネ導入量が増えるにつれて賦課金が増加していくところはあるんですけども、
その増加のスピードというのは、落ち着いていくものというふうに承知しております。

私からは以上でございます。

○山内座長

それでは、続いてあれですか。広域機関のほうからお願いできますか。

○岩男事務局長

ご質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、安藤委員からご指摘とコメントをいただきました、職員の処遇面含めたモチベーションの向上でございますけれども、スライドの16でも簡単にご紹介をさせていただきましたとおり、まず研修を充実させたりですとか、あとは、今までちょっとなかったんですけれども、我々広域機関としては、当然ですけれども、電力の関係の技術的な知見ですとか、そういったものが必要になりますので、プロパー職員がそういった資格を取った際には、資格を取るに当たって必要な資金的な援助であったりですとか、あと我々、契約社員も一定数おりまして、そういった契約社員も業績評価に応じて昇給とかいうことができるような新しい人事制度も導入していってございますので、そういったところを引き続き導入や改善をしていきたいと考えてございます。

高村先生からいただきました、会計ガバナンスの強化といったところで、広域機関として対応が難しいところ、課題はないかというご指摘をいただきましたけれども、我々として、電気の専門家はたくさんおりますけれども、まだ会計ですとか、そういったところに知見がある人間というのは限られておりますので、まずは、外部の知見を200人規模の組織でございまして、外部の力をお借りできるところはしつつ、いつまでも外に頼っているということではありませぬので、採用のところとリンクはしてまいりますけれども、少しずつではありますけれども、そういった会計であったりとか、ガバナンスといったところに知見のある人間というものを採用したり、その中で、育成していったりといったことができればと考えてございます。

私からご回答、以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

ご回答いただいた方、よろしいですか。今ご発言いただいたとおりで。

ありがとうございます。なかなか業務が拡大、組織機構拡大というところで難しいところがあるかと思うんですけれども、引き続きご対応お願いすればと思います。

それでは、議事を進めて、資料5、これを事務局からご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○小川課長

それでは、続きまして、資料5、電力広域機関における組織運営についてをご覧いただければと思います。

まず、2ページ目になります。前半のご議論とも関係しますけれども、広域機関の業務が変化していく中で、本日のご議論ということで言いますと、理事の選任に関する現行の規定の見直しについて、ご議論いただければというふうに考えております。

具体的には、その現行、1つ目のポツにありますような、電気事業者の役職員であった者

が理事となる場合に、送配電、小売、発電の各グループから1名ずつ理事を選任するような定款の定めというものについてのご議論をいただければと思っております。

3ページ目は、定款の抜粋ですので、飛ばしまして、4ページ目、こちらは総会における議決権の配分であります。今回は総会ではなく、役員のところでありますけれども、この4ページ目にありますように、会員を事業ライセンスごとに3グループに分類するという考え方があります。

電気事業法によって、小売、発電、送配電、いずれかの事業を行う電気事業者、いずれもこの広域機関の会員にならなければならないということで、会員数が発足当初に比べて大きく増えてきているというのは、先ほどご説明があったところであります。

そういった場合に、このグループ間のバランスと、この規律を保つという観点から調整するというので、これまで行ってきております。

続きまして、5ページであります。

現行電気事業法におきまして、広域機関の理事・役割というのが定められております。現在は5名の理事が選任されておきまして、業務の内容に応じてそれぞれ異なる専門性、指導力が求められているという状況であります。

実際の運用におきましては、前半のご説明にもありましたこの理事会で議論がなされていくと、必ずしもそれぞれの専門性に関わらず、幅広く議論がなされているというところがありますけれども、①から③にありますような、様々な業務が拡大していく中で、例えば①にありますような、電力の需給あるいは系統の計画、マスタープランのようなものといったようなものでありますと、やはり送配電業務というのが、極めて重要になってきます。

②、一方で、新たに行うようになっております容量市場、それからこれから行われる脱炭素電源オークションといったところ、さらには再エネ部門というところになりますと、こちらは応札情報を扱う中でのこの機微な情報の管理、あるいは財務的な話、先ほどはFITの話もありました。

こういったところでの管理能力なども求められてくるというところ。さらに③でありますけれども、全体の企画部門といったところでは、全体判断というのが求められているところでもあります。

具体の役員構成というところでは、7ページに記しておりますけれども、理事の方々5名、先ほどのライセンスごとのというので言いますと、小売・発電・送配ということで、それぞれのご出身を示しておりますけれども、こういった形でのバランスを取るというのが現行の運用となっております。

続きまして、8ページ目、こちらは前半のご説明にもありました、現在の部門とそれから主要課題といったところでありまして、左側、総務、企画といったところから真ん中、需給、系統、送配電関係、そして日々の運用のところ、さらには再エネ・国際といったところでは、FIT・FIP制度対応というものも幅広く見ているというところでもあります。

こうした中で、次の9ページ目、こちら前半、ご説明にありましたけれども、組織業務

の中立性・公平性担保の仕組みということで、多層的ガバナンスというご説明がありました。

11 ページに記しておりますけれども、評議員会、さらには運営委員会、そういった意味では、この本ワーキンググループを含めてということでありまして、業務の中立性・公平性というのでも確保してきております。

設立当初ということと言いますと、それまでにない新しい組織が 2015 年にできるということで、様々機関の制度設計におきましては、特に中立性・公平性といったところに重きを置いた制度設計がなされておりますけれども、これまでのところ、そういった意味では、しっかりと確保されてきているというふうに考えております。

そうした中での業務、それから設立時からの変化ということで、2つ記しております。

1 点目は、12 ページになります。

これは業務の拡大ということで、先ほど委員の方からも、安藤委員からも、上から降ってくるといったお話もありましたけれども、実際、設立当初に想定されていなかった業務というものも加わってきております。かなり大きなオークションの実施ですとか、あるいはFIT・FIP制度、賦課金の徴収、交付金の交付といった巨額の資金を扱う使う業務というところ、さらにはマスタープランの策定、様々な業務が加わってきているということでありまして、複雑化、多様化といった点があります。

具体的なところで言いますと、振り返りになりますけど、13 ページのところは、当初このシステム改革での設立ということと言いますと、広域的な系統の運用と、名前のとおり、そこに重きが置かれていたところではありますけれども、次の14ページをご覧くださいますと、必ずしもこの広域的な系統運用に限られないものが、業務が加わってきているというところではあります。

いろいろな色についておりますけれども、かなり広範に追加的な業務、2015 年当時の業務に比べて、かなり多様な業務が加わってきているというのが、今の状況でありまして、そういったこともありまして、体制面も順次、強化されてきているというところではあります。

また環境変化としましては、次15ページになります。会員構造の変化というのがあります。

当初は会員数約 800 でということで、具体的なところは、次の16ページにありますけれども、小売が比較的多くてというところからスタートしております。その後、全面自由化の中で小売も大幅に増えて、それから発電、特に近年は、再エネの事業者というのが増えてきているということ。

加えてということと言いますと、前半にもご紹介ありました、この複数のライセンス。例えば発電と小売の兼業、あるいは小売・発電と送配電の兼業、ここもシステム改革が進む中でということでありまして、例えば当初は小売で入ったけども、今ですと、蓄電池、発電事業に分類されましたこの発電も行くと、小売と発電の兼業といった形になっております。

そういった意味での会員も必ずしも一つではなくて複数というのでも増えてきている。こ

れは1つ電力システムを取り巻く変化かなというふうに考えております。

そうした状況を踏まえつつ、今後、この理事選任規定の見直しということで、17 ページに記しております。

もともとの規定の趣旨、各グループから送配電・小売・発電各グループから1名ずつ理事の選任というところは、途中申し上げたようなこの設立当初の厳格にしっかり中立性・公平性を確保していくというところで、この三つのグループで、ほかに比べて突出した影響力、どこが持つかは別として、どこか1つが突出した影響力を持たないようにすることというのを目的としてつくられたものであります。

これは極めてほかの例えば類似の機関など考えても、かなり厳格な理事選任の規定という形になっております。

その後、業務が様々変化してきていると、専門性も増しているという中で、これらの分野に精通した理事を選任することが難しさを増しているというところであります。

本検証ワーキンググループ、過去3年行われたときにも、この理事の人材をしっかり確保していく上でのルール、規定の見直しというのも行ってきておりますけれども、ここにもです、このライセンスでの縛りというのも少しハードルになりつつあるというところであります。

設立当初からの業務の変化、加えて会員構造も変化してきているという中では、引き続きこの理事の業務の公正性、そして中立性の確保と、今の仕組みの中でしっかり確保されるということを大前提に、人材、専門性、指導力を兼ね備えた人材をしっかり確保していくという観点から、現行の規定、各グループから1名ずつ理事選任というところを見直してはどうかというふうに考えております。

具体的な見直しのイメージとしましては、次の18 ページに記しております。

各グループに属する事業者の役職員であった者から1名ずつ理事を選任しなければならずとある部分、この部分を削除することとしてはどうかというふうに考えております。

事務局からのご説明は以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました、定款の改正の件ですね。これについて皆さんにご意見、ご質問等をご発言願いたいと思います。

どなたか、これについていかがでございましょうか。ご発言の希望の委員はいらっしゃいますか。

先ほどと同じように挙手機能でお願いしたいと思います。

後藤委員、どうぞ、ご発言ください。

○後藤委員

ご説明どうもありがとうございました。

先ほどから何度も話が出ておりますように、業務内容がどんどん増えていくということ

で、さらに当初予定されていたものと大幅に変わってきているということで、やはり一番重要なのは、優れた人材を確保するということでしょうから、その観点から、もう少し柔軟にこの理事を選任できるようにしたいというニーズがあるのは、非常にごもったもな事かなと思って伺っておりました。

ただ、他方で、この送配電・小売・発電の3つのグループのバランスを取ってという2年の重要性は恐らく変わっていないのだろーと思っておりますので、問題はそれをどういう形で実現、確保していくかということかと思っております。

この最後のページ、16 ページですかね、書かれておりますように、最初にできるときにはできる限り慎重にということ、非常に厳格な1人ずつという体制を取ったのだけれども、8年間その下で、特段問題になることなく進められてきたという実績がありがたいということと、先ほどのようなニーズがあるということで、緩めるというのは合理性があることかなというふうに思っております。

ただ、他方でこの会員構造が変化して兼業する業者さんも増えてきたというご事情も挙げられているのですけれどもこちらはどこまでこれをそのまま考慮しているかというのは、少し悩ましいところかなというふうに思っております、兼業する事業者さんが増えてきたとしても、恐らくそれぞれの事業にどういうウエートを配分するかということは、事業者さんにとって異なるでしょうから、兼業者が増えたからといって、やはり何も考えなくてよくなるということではないのだろーというふうに思っております。

そういう意味では、代替手段が何かちゃんとしたものがあればということなんですけれども、新しい制度を何か入れるということではなくて、まず何よりも理事の選任は恐らく総会で決議されることと思っておりますけど、総会の議決権が、これは本当に3分の1ずつ配分されているということで、この一番最後のところまでしっかりキープされているということがありますので、そこで最終的には、何か問題があればそこで歯止めがかかるということがあるでしょうし、また、しっかりと行動規範などを定められているというところ、そこにその2つが果たす役割が、今後大きくなっていくということを自覚した上で、理事の選任の制限を外すということは、問題ないのではないかなというふうに考えております。

ただ、この行動制限のところですけれども、今現在、特定の利害関係者を特に優遇したり、不利益に扱ってはならないという形で、特定の事業者というようなイメージでいるのかと思うのですけれども、恐らくここに、もう少しその業界レベルでの何か一部のグループのその事業グループの優遇というようなことをあってはならないと、これはどこまで明文化する必要があるのかは分かりませんが、そういう役割をこの行動規範、広域機関が果たしていくということは、1つしておきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

次は、安藤委員、どうぞ。

○安藤委員

安藤です。ご説明ありがとうございました。

これまで組織がうまく回ってきたということに対して、まずはとても感謝したいと思います。

これまでうまく回ってきたというところに、この送配電・小売・発電の各グループから1名ずつの理事だったということが、どのぐらい寄与しているのかというのは、変わってみたいと分からないという点もあるかもしれませんが、いずれにせよ、よい関係が組織内で維持されるというのは、努力をしないと維持できないものでもありますので、今後も努力を続けていただきたいとも思うところです。

今回のご提案には賛成です。ただし、今の業務の拡大傾向、これを踏まえて、中期的には理事の増員を検討するようなことも考えていくことが有益なのではないかとも思っております。

各分野、各事業領域、そういうところの利害を代表する必要はないとは思いますが、それに対応するような形ですね。責任を持って業務を担っていただくという観点から、組織の全体の規模であったり、業務量の増大、これに合わせて、このマネージする側の構成についても、今後は考えていく必要があると思っています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、高村委員、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。今の2人の先生がおっしゃった内容と重なっておりますけれども、事務局からご説明があったように、やはり業務の拡大と多様化の中で、とりわけ必要な専門性の高い必要な人材をどう確保していくかという観点からのご提案だというふうに思っております。

その意味で、今回の規定の改定に関して、具体的な定款の改正案について、この方向性について私は異存はございません。

これ、先ほど後藤先生もおっしゃったかと思うんですけど、他方でオクトさんの業務、もともとやはり系統の広域運用の促進を中立的に公正に行っていく、さらに、その業務、今新たに抱えていただいている業務ですね。市場設計からその運用、再エネの賦課金の再エネの改定制度の賦課金の運用についても、いずれにしても、発足時以上にといいと思いますけれども、やはり業務の中立性・公正さが求められるというところは、もう間違いがないと思っております、その点については、継続的にやはりどう担保していくか、あるいはしっかりそうした業務の公正さ・中立性が担保されるように運営がされているのかどうかということを見ていく必要があるというふうに思っております。

理事の選任については、現行の規定の中で削らないということでの意思表示がされてい

と思うんですけれども、特定のグループですね。発電・小売・送電の中の特定のグループからの役職員に偏らないということは、引き続き維持をされるというのもう一つのやり方だと思います。

昨年だったと思いますけれども、このワーキングの議論の中で、やはり出ていた点が重要だと思っていて、つまり理事のこの選任に関してはこちらで異存はないわけですが、同時に、やはり業務の公正さ・中立性が担保されているかというのを下の資料にも入らせていただいている多面的なガバナンスの強化をどういうふうにやはり確保し強化していくかということが必要なんだと思っております。

資料の4の中に、外部監査の話、それから内部の監査室を中心にした内部の監査、それから監事監査についても記載をしていただいている、こちらはやはり今後しっかり引き続き取り組んでいただくということが重要だと思います。

それと、もう一つは、これも昨年のワーキングで指摘がほかの委員からもされていたと思いますけれども、理事会、理事に対する評議員会と、それから総会というガバナンスそのほかの機関がしっかり業務が公正・中立に行われているかということを日常的にやはりコントロールしていく、統制していくということがしっかり行われるということが必要だというふうに思います。

そういう意味で、今回の繰り返しですが、定款の改正について異存はないんですけれども、引き続き先ほどの監査業務、そして内部の機関相互の統制という点をしっかり強化をしていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

3名の委員の方々からご発言ありましたので、よろしいですかね。

それでは、事務局から今の点等についてご回答をお願いしたいと思います。

○小川課長

ありがとうございます。

まず、事務局から、追って広域機関のほうからも補足いただければと思います。

まず、後藤委員から、非常に重要なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。総会の規定は、1対1対1というところは、引き続きキープされるというところと、あと、役職員のこの規範のところですね。これもご説明は割愛しましたが、資料で10ページに参考で載せておりますけれども、ご指摘のとおり、特定のグループというところじゃなくて、個別の者になっているんじゃないかというご指摘というふうに理解しました。

いずれにしろ、この理事のところのルールや規範を、定款の規定を変えた場合にも、おっしゃるような総会での仕組みと、それから、個々の理事に関する規範を、こういった形で引き続き中立性・公平性の重要性について、高村委員からも従来以上に求められるというご指摘をいただいたところでありますので、これらについて取り組んでいきたいというふうに

考えております。

また、安藤委員からは、増員の検討を将来的にというご指摘もいただいております。現行法律上は理事2人以上という中で、まさにF I T・F I P業務が加わるに関しては、2022年、増員という形での対応も行ってきております。

業務が拡大する中での理事の適切な構成の在り方という点につきましては、今後も引き続き継続的に考えていきたいというふうに思います。

事務局からは以上になりますけれども、広域機関のほうで、もし何かありましたらお願いいたします。

○岩男事務局長

ありがとうございます。先生方からご指摘をいただいた点につきまして、今のエネ庁のほうから1対1対1の規定を変えてはどうかというご提案もいただきましたけれども、この規定があってもなくても、我々は、業務の効率性とか、中立性といったところは確保しなければいけないというのは、もちろんごもっともでございますので、役員につきましても、残る規定ですとか、昨年ご議論をいただきました退任後の扱いといったところ、引き続きそういうことから疑念を持たれないような形で、推進してまいりたいというふうに思っております。

あと先ほど安藤先生からもご指摘いただきましたけれども、業務が拡大していることに伴いまして、中長期的に理事の増員というところも検討してはどうかというところから、我々も業務をしていく中で、必要があればそこについては検討してまいりたいと思っております。

また、ガバナンス強化につきましては、今回の外部会計監査を入れるというところが終わりではなくて、資料4で今後の課題としてお示しのとおり、引き続きのガバナンス強化といったところは課題として認識しておりますので、必要な検討というものは、継続的にやっていきたいと思っております。

私からの回答は以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

委員の方から非常に重要なご指摘をいただきましたけれども、今事務局及び広域機関のほうから、それについての考え方をお示しいただきました。

先ほどのご発言の中でも、基本的には指示するというようなご指摘だったと思いますので、今ご回答のあった内容で、もしご了解いただければ、この問題について皆さんのご了解ということをしてしたいと思います。よろしいでしょうか。

○高村委員

はい、異存ございません。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、定款の変更につきましては、事務局から説明を尽くして、完成内容でおおむねご理解いただいたというふうにさせていただきます。

今後、電力広域機関と資源エネルギー庁において、必要な手続を進めていただければというふうに思います。

それから、先ほどのアクションプランについても、特に反対はなかったというふうに思いますので、おおむねお認めいただいたということにさせていただきます。

議題については、以上というふうになりますが、ほかに事務局から何かご指摘等ございませんでしょうか。

○小川課長

ありがとうございます。特に追加はありません。本ワーキンググループ、ここ3年ほどは毎年この時期に開催いたしております。

また、次回のワーキンググループの日程につきましては、具体的なところが見えてきたところで、また各委員と調整いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

3. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第6回電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループを終了とさせていただきます。

熱心にご議論いただきまして、またご協力をいただきまして、本日はどうもありがとうございました。